

# 伊達まち子ども基金事業助成金 利用の手引き

令和6年5月

伊達市ポイントカード運営協議会  
(事務局：伊達市経済環境部商工観光課商工観光係)

## 1 伊達まち子ども基金の目的

伊達市の子ども達が安心して学び、様々な体験をしながら健やかに成長することを目的とします。  
「伊達まちカード」で発生した失効ポイントを利用しています。

## 2 対象事業について

子どもの健やかな成長を支える体験活動の振興や遊び、学びの支援を図る事業  
※参加者は広く募集することとし、**団体の会員のみを対象とする事業は対象外**

## 3 助成対象者

次の条件のすべてを満たしている団体が対象者となります。

- (1) 活動目標を明らかにし、規則、会則等を定めている団体
- (2) 代表者及び会計責任者が明確であり、伊達市内に活動拠点を有している団体
- (3) 政治、宗教または営利を活動目的としていない団体
- (4) 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 26 年条例第2号)第2条第1号から第4号に掲げる者が所属していない団体

## 4 助成金の額

・助成金の額は、対象経費の額の8/10以内の額となります。(年間上限 10 万円)

・1,000 円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額とします。

### ① 1年間あたりの上限について

・1団体につき、1年度で受けられる助成額の上限は 10 万円です。**上限に達するまで、年度内に複数回申請することも可能です。**

例) 子ども食堂事業を複数回実施する、違う内容のイベントを複数回実施する など

・**代表者が同じ、構成メンバーが複数同じ、もともとある団体から派生して生まれた団体や関係団体などは、別の名称の団体であっても、「1つの団体」とみなします。**

### ② 助成を受けられる年数について

・連続して助成を受けられるのは、**1団体につき、3年度までです。**助成を受けたのと同じ期間を空けることで、再び、助成を受けることができます。

※年数のカウントは、過去に助成を受けた団体においても、令和6年度を1年目とします。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
3年度間、助成を受ける場合	○	○	○	×	×	×	○
2年度間、助成を受ける場合	○	○	×	×	○	○	×
単年度で助成を受ける場合	○	×	○	×	○	×	○

## 5 助成対象経費

①消耗品費、②備品購入費、③諸謝金、④会場費、⑤広告費、⑥衛生費、⑦交通費、⑧印刷製本費、⑨委託費、⑩通信運搬費、⑪保険料、⑫食糧費、⑬景品代、⑭その他必要と認められる経費

※地域経済活性化のため、購入にあたっては、**できる限り、伊達市内の店舗を利用**するようにしてください。

### <備品購入費について>

- ・助成対象経費に占める割合が3割以内の場合は、助成の対象となります。補助率は1/2以内の額となります。
- ・単価1万円以上かつ耐用年数1年以上のものを備品として取り扱います。

### <助成の対象外となるもの>

- ・他の助成金、補助金等の対象経費及び直接事業に関連しない経費
- ・団体の経常的な運営経費(家賃、光熱水費、電話・FAX 代金など)
- ・団体構成員に対する謝金、手当
- ・団体構成員のみで行う事前打ち合わせ経費
- ・イベント開始時間前後の経費(団体構成員の食事代やイベント終了後の懇親会費など)
- ・領収書など金額確認できる書類を徴収することができない経費
- ・「伊達まち子ども基金事業助成金交付決定通知書」を受け取る前に支払った費用
- ・交付決定前に発注、購入したもの

### <領収書について>

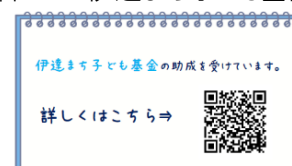
- ・領収書の宛名は**事業名や申請団体名**で受領してください。
- ・宛名が違う場合や宛名がないレシート等は**助成対象外**となります。
- ・領収書などの金額確認できる書類がない経費は、**助成対象外**となりますのでご注意ください。

### <交通費について>

- ・団体構成員の移動に係る交通費は**対象外**です。
- ・講師などの交通費は、「領収書などで実費が確認できる**公共交通費**」のみが助成対象となります。**ガソリン代は対象外**です。

## 6 チラシ・広告等の作成について

・伊達まち子ども基金事業のPRのため、チラシやポスター等作成する場合には「伊達まち子ども基金PRロゴ」を可能な限り入れてください。(メールにてデータを送付します。)



## 7 申請の流れ

### ステップ1 事前相談

助成金の対象となるのかの事前確認を行います。

事前連絡のうえ、伊達市役所商工観光課(保健センター2階)までお越してください。

### ステップ2 助成対象事業 交付申請

事業の交付申請になりますので、必要書類を提出ください。

- (1) 伊達まち子ども基金事業助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 伊達まち子ども基金事業助成金実施計画書(様式第2号)
- (3) 伊達まち子ども基金事業助成金収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体規則、会則、定款等
- (5) その他必要書類

### ステップ3 事業の実施

協議会で申請内容を審査・確認後、助成対象事業として認められた場合、「伊達まち子ども基金事業助成金交付決定通知書」が発行されます。通知書を受け取る前の費用は助成対象外となりますので、ご注意ください。

### ステップ4 実績報告

事業完了の日から 30日以内に、必要書類を提出ください。

- (1) 伊達まち子ども基金事業助成金実績報告書(様式第7号)
- (2) 伊達まち子ども基金事業助成金実施実績書(様式第8号)
- (3) 伊達まち子ども基金事業助成金収支決算書(様式第9号)
- (4) 領収書等の収入と支出を証明する書類のコピー
- (5) その他必要書類(実施状況がわかる資料や写真等)

・資料保存のため、写真をデータにて送付をお願いいたします。

・審査後、「伊達まち子ども基金事業助成金確定通知書」をお送りします。(精算払の場合は、ここで支払いします。)

## 8 問い合わせ・提出先(窓口)

### 伊達市ポイントカード運営協議会

(事務局：伊達市経済環境部商工観光課商工観光係)

〒052-0021 伊達市鹿島町 20 番地1

TEL:0142-82-3209

FAX:0142-23-1084

MAIL:[syoukou@city.date.hokkaido.jp](mailto:syoukou@city.date.hokkaido.jp)